

食事療養標準負担額改定のお知らせ

平素より当院の病院運営にご理解・ご協力を頂きまして御礼申し上げます。
この度、令和7年4月1日より下記の通り改定となりましたので、ご案内申し上げます。

今後とも良質な医療を提供すべく努力して参りますので、何卒ご理解賜りませうようお願い申し上げます。

一食当たりの食事療養費

(税込)

	対象者の分類	改定前	改定後
A	一般の方	490円	510円
B	C,Dのいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童当	280円	300円
C	住民税非課税世帯の方	230円	240円
	住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	180円	190円
D	住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	110円	110円

令和7年3月25日
静岡医療センター院長